

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成24年11月14日（水）

杉 並 区 議 会

目 次

杉並区特別職報酬等審議会の結果について	3
地方自治法の一部改正に伴う対応について	6

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成24年11月14日(木) 午前10時59分～午前11時39分		
場 所	第2委員会室		
出席理事 (6名)	理事 富本 卓	理事 大熊 昌巳	
	理事 渡辺 富士雄	理事 小川 宗次郎	
	理事 原田 あきら	理事 小松 久子	
欠席理事			
理事以外の 出席議員	副議長 島田 敏光		
出席理事者			
事務局職員	事務局 長 与 島 正 彦	事務局次長 事務取扱区議 会事務局参事	和久井 義 久
	議事係 長 野 澤 雅 己	庶務係 主 査 横 山 淳 二	
	議事係 長 井 口 隆 央	庶務係 主 査 小 塩 尚 広	
	議事係 長 杉 原 正 朗	庶務係 主 査 担 当 書 記 上 野 和 貴	

(午前10時59分 開議)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

本日は、議長が公務のために欠席しているので、ご了承いただきたい。

《杉並区特別職報酬等審議会の結果について》

富本理事 初めに、特別職報酬等審議会の答申について、事務局から説明を願います。

議会事務局次長 資料1、特別職報酬等審議会からの答申をお配りした。あわせて「特別職報酬等審議会のポイント」ということで1枚の紙をお配りした。

特別職報酬等審議会のポイントで、今回の特別区人事委員会勧告としては、月例給与を0.19%引き下げる、給料表については0.2%引き下げるということになっており、期末手当、勤勉手当については改定なしということになっている。

報酬審の改定案としては、区長、副区長については、給料月額を0.2%引き下げる。期末手当については改定なしという答申が出された。

議員についても、報酬月額を0.2%引き下げる、期末手当としては3.43月を本則として規定をするという答申が出された。

政務調査費については据え置きということを出ている。

今お手元にお配りした資料1の答申だが、今回の特別職報酬等審議会では、議員の報酬について、引き下げるべきか据え置くべきか議論が行われ、答申の一番最後のページ、左側6、結論というページの下から3行目「なお、杉並区議会議員の報酬については、他の区と比べてその額が低くならないよう、また議員としての責任を果たすためには、人事委員会勧告を勘案せず、据え置きにすべきであるとの意見も出されたことに留意する必要があることを付け加えるものである。」ということ、議論の中で、引き下げず据え置きをすべきというような議論があったということをし添える。

以上。

富本理事 ただいま次長から答申の抜粋の説明があったが、何か質問はあるか。

原田理事 今の「なお」の後だが、これはかなりその場の大勢を占めた意見だったのか、一部委員の発言だったのか。

議会事務局長 報酬審に出席したので、報告する。

報酬審の中で3人の委員はポイント、引き下げについてこのような意見だったが、このなお書き以下に書いてあるとおり、お二人の委員からは、23区の中の位置づけとして杉並区議会議員の報酬が全体的に低く抑えられているので、議員としての責任を果たすためには、人事委員会勧告を勘案せず、据え置きにして、もっと働いてもらったほうが

いいというようなニュアンスの話で、全体としては3対2という関係で議論が進み、こういう表現になったものと理解している。

富本理事 本来8名の委員で3名は欠席だった。で、5名で行われた。

議会事務局長 委員は9人。3人が欠席で、委員長は裁きだけだったので、残り5人の委員が3対2の関係でそういう意見であった。

富本理事 5人のうち、人勧どおりすべしという委員が3人、反対の委員が2人、そういうことで議論が拮抗していたこともあったので、このような答申の記載をしたということか。

今回こういう答申が出た。当然、報酬と期末手当のこと両方述べているので、これは最終的に議会で判断するということは皆さんご承知だと思うが、基準日が、期末手当については、ご承知のとおり12月1日なので、まず報酬のことは、仮に改定をするならば4定の最後で改定をすればいいわけなので、まだ時間的余裕はある。期末手当については、改定をするならば、11月30日までに何らかのアクションをしなければいけないので、理事会とか議運の日程も入る可能性があるというのは、そういうことを含めて事前にお話をして、そこを理解した上で、きょう表を配ったので、これについて会派として意見がまとまっているかどうか。

原田理事 もちろん持ち帰る。

小松理事 持ち帰りたい。

小川理事 持ち帰り。

富本理事 では、きょうは持ち帰りとする。ただ、今言ったように日程的にちょっとタイトな部分もあるので、理事会とかも招集をたびたびしたりとか早目にしたりとかいうことになる可能性もあることはご了解いただきたい。これから本会議も始まるので、本会議の前後でできないこともないので、その辺は理事の皆さんにはご了解いただきたいと思う。

原田理事 これを見て、うちは何とも言えない状況。大勢としては、大体答えも出ている会派もあるのか、自民とか公明は。一応動向は見ておきたい。

渡辺理事 一応持ち帰る。

原田理事 変える、変えないというところでは、変えないとか、大体変えないとか、そういうのはあるのか。

渡辺理事 文章を見ておかしな部分もある。要するに報酬審そのものも9人出席のところを、こんな大事なところを3人欠席してというのも頭にくるが、どちらともとれないところもある。要するに下げるといいながらも低くするなど、そこら辺の話もあるので、

いろいろ会派としても検討はしたい。ただ、どこまで下げていいのか。これまでずっと人勧どおりにやってきたが、その辺も、こういう意見があるのであれば、立ちどまって考えることも必要かと個人的には思っている。会派でも検討する。

富本理事 うちのほうも持ち帰りだが、議員と職員が常に連動していることに対する疑問は、ずっと会派としては持ち続けている。それが今回のことにどう反映するか、会派の中でも、切り分けるべきという意見がずっと根強くある状況で、ただ、今回この文章をもう1回見て、それから会派の中でもそれぞれの意見も聞く、その辺で持ち帰りということ。

原田理事 もう少しだけ参考資料として聞いておきたいが、「なお」の後の5人中2人の意見だが、具体的には学識なのかどういった人だったのか。

議会事務局長 そのままでいいと言った二人は、1人は学識、1人は関係団体の長。具体的には、固有名詞出さないほうがいい、だれが何を言ったという話になる。

富本理事 区内の各種団体の推薦を受けた人。

ほかに質問はあるか。よろしいか。――では、この件は会派持ち帰りだが、今言ったような事情もあるので、なるべく早く、また議案とかをもしつくるのであれば、そういう手続もあるので、よろしく願いをする。

《地方自治法の一部改正に伴う対応について》

富本理事 続いて2番、自治法の一部改正があり、それに伴う対応について事務局から説明を願う。

議会事務局次長 資料2「地方自治法の一部を改正する法律（概要）について」をお配りした。今回、区議会関係の規定で改正すべき点としては、改正事項の中の「③議会運営委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項を条例に委任する。」2番目の「本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。」あと、議会の調査権の関係で、「議会が調査を行うため選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができる場合を、特に必要があると認めるときに限る」といったところ、この改正点について、条項等のずれなどで幾つか改正がある。また、本会議の公聴会の開催について規定をしなければいけないということで改正するものもある。

まず1番目が会議規則の関係である。新旧対照表をお配りした。1ページ、目次に第9章の2、公聴人及び参考人の規定を追加するというものであり、本会議で公聴人、参考人を招致できる規定を追加するもの。

続いて3ページ、これは条項の修正で、13条、修正の動議の関係で、旧来、法第115条の2、これは修正の動議の規定だが、これが法第115条の3となるずれで、それを修正するというもの。

続いて7ページ、42条、法第121条というのは委員会等の出席義務の規定だが、これが、先ほど話した議会の調査権で、特に必要があると認める場合に限るとなっていたし書きが加えられたので、法第121条第1項本文という形で改正するものである。

続いて、12ページ、ここが、先ほど目次で説明した第9章の2、公聴会及び参考人ということで、公聴会開催の手続、意見を述べようとする者の申出、公述人の決定等々手続を定めている。

最後が17ページで、ここに、「会議録に記載する事項は、次のとおりとする。」ということで規定があり、ここに14番目、18ページになるが、公聴会の経過を記録するという形で、会議録に記載するものを追加した。あわせて、文字の修正、(1)の例でいえば、開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時、「開会・」だったものを少し修正した。あと「てん末」の漢字等の規定の整備をしている。

会議規則については以上。

続いて、委員会条例だが、規定が簡素化されて条例に委任されたこと等があるので、これについて改正をするものである。

まず、第2条、今までは自治法の中で、議員は少なくとも1の常任委員会の委員となるものとする規定があったが、その規定が削除されたといったこともあり、ここに、1人1つの委員会という現状があるので、現状を表記して、「議員は、それぞれ1の常任委員となるものとする。」という規定を追加するというものである。

4条2項は特別委員の規定の整備、3項が、これも法律のほうで特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任するという規定があったが、それが法で削除されたために、委員会条例のほうに新たに規定をしたというもの。

第5条が委員の選任、これは法改正ではなくて、場合分けをしてしっかり規定をしたほうが良いということで、まずは常任委員会等の委員については議長が会議に諮って指名をする。開会中は議会に諮って、閉会中は議長が指名することができる。この場合においては、議長は、次の会議に報告する。あと3項として、「議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。」という規定の整備を図っている。

委員会条例については以上。

最後に、杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例だが、これは、自治法改正において、関係人の出頭等に関して規定する条項

等がいろいろ動いており、それに伴う規定の整備である。具体的には、下のほうにある別表の改正であり、関係人、公聴人、参考人等々の根拠となる条文を法改正に合わせて整備をするというものになっている。

説明は以上。

富本理事 自治法の改正でいろいろと改定をしなければいけないこと、それに付随して、今のうちの議会でやっていることを改めて記載したほうがいいことを事務局のほうでまとめていただいた。

これ、臨時会の招集権のことは何も書かなくてよいのか。

議会事務局次長 それはここに書いてある。

富本理事 今のご説明について質問はあるか。

小川理事 1点だけ、委員会条例のほうの、第2条が法改正で削除されたから入れたという説明があったが、議員がそれぞれ1の常任委員となるものとするというのは、1以上という解釈でとっていいのか。

議会事務局次長 現行が1なので、1以上ではなくて、1つの常任委員になるものとするということで、2は想定していない。旧来の自治法の規定では、少なくともという規定なので、2は想定されていたが、現行、1でやっているの、こちらの書き方のほうが正確と思って、このような改正にした。

原田理事 法改定上は1人が複数の委員会に出席してもいいということになっている。

議会事務局次長 従前は、少なくとも1の常任委員会の委員になるものとするということなので、1以上だったが、その規定は全くなくなったので、法上は全く規定がない状態。

富本理事 だから、そう解釈してもいいというとらえ方はあるということだが、ただ、事務局としては、うちの議会の現状を条例に落とし込んだほうがいいという判断でこの条文を入れたということか。

ほかにあるか。——よろしいか。これに関しても、議員提出議案でやらざるを得ないものなので、提出をすることになるが、これについても内容は一度持ち帰ったほうがよいか。それとも、自治法が変わったので、それを変えているだけなので、さほど大きな問題があるということではないと思うので、もしこの場でご了解いただければ、そういう形で進めていきたいと思うが、いかがか。

原田理事 内容的にはほぼ問題はないと思われるが、内容はそんなに軽くはないので一応持ち帰らせていただいて、確認をとりたい。

小松理事 持ち帰りたい。

富本理事 では、一応この議案についても持ち帰りということになった。ただ、これにつ

いては、現状多分そんなに大きな問題はないので、できれば、またこちらのメンバーを含めて議運全員で提出するような形が望ましいと考えている。

小川理事 このままか修正するかどうかわからないが、改正を必ず4定でやるというスケジュールだけ確認をしておきたい。

議会事務局次長 給与条例等の不確定な要素があるが、中日に上程をして、議会運営委員会を開き、本会議で議決。それは最終日でも間に合うと思うので、中日上程でどこかで議運を開いて本会議で議決というスケジュールになろうかと思う。

富本理事 4定で、この案件については考える。それから、政務活動費については4定では間に合わないので、今回は資料も出してないということでご理解いただきたい。

こちらと政務活動費を対応すれば、一応自治法の改正には対応できたという認識でよろしいか。

議会事務局次長 はい。

富本理事 ほかにあるか。――では、一応きょう案件としてはこの2件だが、少し時間もあるで、先日からずっと平行線になっている意見開陳の件について。この前小川理事のほうから、意見開陳については、イレギュラーな場合においては、議運でそれについて協議をするような仕組みにしたかどうかというご提案があった。これについて共産、ネみは意見として、その辺はいかがか。

原田理事 やっぱりうちは、新たなルールを付随するよりも、今後のモラルに任せるということで話が一致している。

小松理事 議運で協議ということに関しては、それでいいと話している。ただ、そこで多数決でその場で決めようというようなことを今から想定しておくのもどうか。とにかく本会議の前に議運で一応諮るというところまでである。

小川理事 勘違いしている。まず、理事会は議会運営委員会の前段として話しをする。当然理事会では全会一致というものではなければ、議運にそのまま持っていく。私が言っているのは、ここで平行線をたどっていたから、議会運営委員会で新たに話をして、そこで何らかの決着というか、通常に議会運営委員会で話し合いをして結論をつけるというのが私の主張。いきなり議会運営委員会で多数決云々と、私は一言も申ししていない。例えばの話だが、議会運営委員会でまた物事が分かれば、当然、これは通常の委員会の仕組みを取り入れているので、何らかの結論は出るというのが私の前から言っている主張。

富本理事 小松理事は、例えば違う意見を言いたいということを申し出て、それを議運で協議することはやぶさかではないという意見か。それについて初めから、例えば奥山議

員は言うてはいけないとかというのを多数決で決められるのが嫌だと、そういうことなのか。さっきの主張はそういう意味か。

小松理事 そういう意味である。

原田理事 議運で協議をすることで決まったとする、それは紙に書かれることになっていく。今いろいろとルール化をやっているが、それを待たずに、これから意見が分かれたりするとき、自ら議運のほうの協議をしたいという話が出たので、それでいいのかと思うが。

富本理事 ただ決めなければいけないのは、協議をするという、ただ議運に言えばやってもいいということではない。多分小川理事が言っていることはそういうことで、最終的には委員会運営の原則の方式に従うしかない。ただ、最初から何もやみくもに何も議論せずに手を挙げて終わりということではなくて、その理由は何かと。例えば会派が分かれるので、これはぜひともさせていただきたいという話なのか。やっぱり政治だから、ずっと原田理事も言っている、いろいろな局面があるので、今の場合は、いきなり唐突に手を挙げられて、みんなよくわからない状況で、会派が一緒なのに何なのかというようなことがあるので、それは正式の場でそういう前さばきをしたほうがいいということで小川理事が提案をして、そこのテーブルにのせることは小松理事も今了解したような話だと思うが、ただ、そこで協議をして結局言ったからいいというのはまたちょっと違う。そこは小松理事、どうお考えか。いきなり多数決ではないと思う。例えば奥山議員からこんな意見が出ているが、いいか悪いかと言ったって、理由も何もないのにペケとかイエスとか言えない。奥山議員にしてもだれにしても。それはどういう意味なのか。

だから、やむを得ないかどうか判断するのが議運のメンバーだから、協議をすることだけオーケーと言われても、それは小川理事の提案とは似ているようで違う話にすりかわっているように思うが、その辺はいかがか。

小松理事 やってみたいことにはわからない。協議をしたいという……。

富本理事 協議をしたいのはよくわかるが、協議をすれば何らかの結論を委員会の場では出していく。それが、いきなり出たから却下ではなくて、協議したら結果的に、例えば申し出を不受理というような形にならざるを得ないことも、委員会の仕組みのルールとしてはあり得ること。それについてどう考えているかということ。

原田理事 委員会のほうで意見に対して不受理という判断を下すというのについては、恐らく私は反対するだろうし、今この場で不受理について話すのは適当ではない。ただ、協議をした結果、例えば、この前の奥山議員の意見開陳で、だったらそね議員が言えばよかったと私も思ったが、協議の場で、会派で意見を分かつことにどんな理由があるの

かと。そういう協議の中で本人がやめるといふことがあるといふのは、小松理事も納得されたほうがいいとは私も思う。

富本理事 受理する、オーケーの場合もある、不受理の場合もある、取り下げる場合もある、いろいろなケースが想定されるので、ケースをどうこう言っているのではなくて、協議をしているだけであれば、ただ話し合いをただけといふことだから、それでは何の意味もないのではといふことを小川理事は言っていると思うが。

小川理事 今話を聞くと、大体方向性としては皆さん同じなので、通常に理事会でまず前段で話をして、当然そこで一致をしなければ議運に持って行って、議運でも一致しなければ、通常の議会の運営ルールにのっとってやるといふことは多分みんな共通認識だと思うので、それでよろしいかと思うが。

原田理事 議運に持って行って、協議の上、本会議の意見を述べるといふことについてここで多数決といふのは、私は適当ではないと思う。

富本理事 原田理事、それを言うのであれば、あなたは矛盾している。会派のことはきちんと会派で意見を統一してやるべきだと主張されているが、そこで認めているならば、結局あなたはどっちなのか。そうは言っておきながら自由に何やってもいいのであれば、そこはけじめが全くないことになる。

原田理事 けじめといふものはルールで定めるものではなく、あくまでその人個人、会派のモラルでつけるものだと思うから、それは私の中に矛盾はない。

小川理事 原田理事はそのように言うが、例えば議会運営委員会で、会期を決める。昔は会期反対といふ委員もいた。たしかそういう場合は委員会のルールにのっとって多数決で決める。それが議会運営委員会。本会議の運営が議会運営委員会といふことなので、それ以上でもそれ以下でもない。きょうはもうその辺でいいと思うが。

富本理事 これ、理事会で話し合っ、申し合わせ事項もそうだが、きょうは皆さん4定前で忙しいので、申し合わせのほうに入るつもりはないが、これについても確認をしていろいろやってきている事実がある。理事会といふのは基本的には全会一致が原則で話を進めているが、議会の一定の、ルールという言葉で、ルールといふのに過剰反応しているが、極めて常識的な話をしているだけなので、それについてはまた、座長のほうとしても議運の場で協議もさせていただかなければいけないといふことは考えている。その点についてはご了解いただきたい。どこかで最終的に決めはしなければいけないので、申し合わせも、皆さんからいただいたものを再度議運の場でも協議をして、ずっと平行線で話を終わっていてもしょうがないし、そういうことも考えているといふことはご理解いただきたい。何かあるか。

原田理事 本会議での会派の意見開陳というものについて、多数決で受理、不受理を決めるということは極めて適切でないということだけは言うておく。

富本理事 とりあえずご意見として伺っておく。

ネみは協議をするというところまでは理解されたということで、一応協議をしたらどうなるかということは、先のこともまた会派の中で話し合っただけだと、思っている。

ほかに何かあるか。よろしいか。——なければ、本日の議会運営委員会理事会を終了する。

(午前11時39分 閉会)